審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県土企画課公共用地室

法令名	土地収用法	法令番号	昭和２６年　法律第２１９号
手続名	事業の認定	根拠条項	第２０条

審査基準

1　事業が土地収用法第３条各号の一に掲げるものに関するものであること。

2　起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

3　事業が公益性を有すること。

4　収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること。

5　当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること。

受付機関	県土企画課公共用地室	処理機関	県土企画課公共用地室	交付機関	県土企画課公共用地室	標準処理期間　９０日 標準経由期間　日	目次No.	7